

○南城市体育施設条例

平成18年1月1日
条例第84号

(設置)

第1条 市民のスポーツ振興及びレクリエーションに寄与し、健康で文化的な市民生活の形成を図るため、南城市体育施設(以下「体育施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 体育施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(利用の許可)

第3条 体育施設を利用しようとする者は、南城市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備を破損するおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障をきたすおそれがあるとき。
- (4) その他教育委員会が利用を不相当と認めるとき。

(目的外利用等の禁止)

第5条 体育施設の利用について許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、許可を受けた目的以外に利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料の徴収及び減免)

第6条 使用料は、利用の許可を受ける際納付しなければならない。

2 教育委員会は、体育施設を利用させるときは、別表第2に定める使用料を徴収する。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、特別な事情があると認められる場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは利用条件を変更することができる。

- (1) 利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用許可の申請に偽りがあったとき。
- (4) その他教育委員会において必要があると認めるとき。

(損害賠償の義務)

第9条 利用者は、体育施設を利用中に建物、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、教育委員会が定める損害額を賠償しなければならない。

(施設の管理)

第10条 教育委員会は、施設の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 施設の維持及び管理(教育委員会が定めるものを除く。)
- (2) 利用の許可に関すること。
- (3) 利用料金の徴収及び減免に関すること。
- (4) 前3号の業務に付随する業務

3 第1項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合にあつては、第3条、第4条、第6条及び第8条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐敷町立体育館の設置及び管理に関する条例(平成11年佐敷町条例第1号)、佐敷町営新開球場の設置及び管理に関する条例(昭和61年佐敷町条例第10号)、知念勤労者体育センターの設置及び管理に関する条例(昭和57年知念村条例第4号)、知念村児童屋内体育館の設置及び管理に関する条例(昭和59年知念村条例第1号)、知念村運動場の設置及び管理に関する条例(昭和58年知念村条例第7号)、玉城村立国民運動場の設置及び管理に関する条例(昭和56年玉城村条例第22号)又は大里勤労者体育センター設置及び管理運営に関する条例(昭和55年大里村条例第15号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年10月17日条例第167号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月26日条例第1号)
 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
 附 則(平成22年12月24日条例第26号)
 この条例は、公布の日から施行する。
 附 則(平成25年3月22日条例第3号)
 この条例は、平成25年8月1日から施行する。
 附 則(平成30年3月26日条例第10号)
 この条例は、平成30年7月1日から施行する。
 附 則(平成30年12月21日条例第24号)
 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)
 (平25条例3・全改、平30条例10・一部改正)

名称	位置
南城市玉城総合体育館	南城市玉城字富里200番地
南城市知念体育館	南城市知念字久手堅532番地
南城市さしきスポ・レクセンター	南城市佐敷字仲伊保390番地2
南城市営新開球場	南城市佐敷字新開1番地240
南城市陸上競技場	南城市玉城字富里222番地
南城市知念屋外庭球場	南城市知念字久手堅810番地
南城市玉城庭球場	南城市玉城字富里234番地
南城市知念屋外運動場	南城市知念字久手堅819番地6
南城市志喜屋漁港多目的広場	南城市知念字志喜屋9番地2
南城市玉城野球場	南城市玉城字富里167番地
南城市佐敷勤労者体育センター	南城市佐敷字新里677番地2
南城市知念児童屋内体育館	南城市知念字久手堅14番地
南城市久原児童屋内体育館	南城市知念字久原42番地1

別表第2(第6条関係)
 (平25条例3・全改、平30条例10・平30条例24・一部改正)

1 南城市玉城総合体育館・南城市知念体育館・南城市さしきスポ・レクセンター
 (1) 施設使用料
 占用利用(大会・興行)

区分			1時間につき	
			使用料	照明使用料
玉城総合体育館 知念体育館	全面	市内	1,200円	1,000円
		市外	2,400円	2,000円

部分利用

区分			1時間につき			
			使用料	照明使用料		
玉城総合体育館 知念体育館 さしきスポ・レ クセンター	バスケットボールコート(1面) バレーボールコート(1面)	市内	高校生以下	300円	500円	
			一般	600円		
		市外	高校生以下	600円	1,000円	
			一般	1,200円		
		バドミントンコート(1面)	市内	高校生以下	150円	250円
				一般	300円	
	市外		高校生以下	300円	500円	
			一般	600円		
	卓球	市内	高校生以下	100円	100円	
			一般	150円		
		市外	高校生以下	150円	200円	
			一般	300円		
その他の利用(1面)	市内	高校生以下	利用する面で積算			
		一般				
	市外	高校生以下				

	トレーニング室	1人1回につき	市内	一般		
				高校生以下	100円	無料
			市外	高校生以下	150円	
				一般	300円	
	ラケットボールコート	市内	高校生以下	150円	100円	
			一般	300円		
市外	高校生以下	300円	200円			
	一般	600円				

(2) 附属設備使用料

種類	使用料	
放送器具一式	500円	
シャワー室	1人1回につき	50円
衛生費	占用利用の場合	1時間につき1,000円

2 南城市営新開球場

(1) 施設使用料

区分		1時間につき	
		使用料	照明使用料
市内	高校生以下	500円	3,500円
	一般	1,000円	
市外	高校生以下	1,000円	4,500円
	一般	2,000円	
職業チーム	/	3,000円	5,500円

(2) 附属設備使用料

種類	使用料	
放送器具一式	500円	
スコアボード一式	300円	
会議室	300円	
シャワー室	1人1回につき	50円
衛生費	1時間につき1,000円	

3 南城市陸上競技場

(1) 施設使用料

区分		時間内使用料		
		9時～13時	13時～17時	17時～22時 (平日のみ)
占用利用の場合 (大会・興行)	市内	4,000円	4,000円	5,000円
	市外	10,000円	10,000円	12,500円
	職業チーム	20,000円	20,000円	25,000円
		職業チームの使用料には、ロッカールーム、会議室、トレーニング室、シャワー室の使用料を含む		
衛生費	入場料を徴収しない場合	2,000円	2,000円	2,500円
	入場料を徴収する場合	20,000円	20,000円	25,000円

区分		時間内使用料		
		9時～13時	13時～17時	17時～22時
フィールド利用 サッカー又は、投てき等の練習のみ サッカーの試合は不可	市内	2,000円	2,000円	2,500円
	市外	5,000円	5,000円	6,250円
	職業チーム	10,000円	10,000円	12,500円

照明使用料	区分	1時間につき
	市内	2,000円
	市外	4,000円

職業チーム		10,000円	
占用利用以外の場合 (個人の利用)	市内	高校生以下	無料
		一般	50円
	市外	高校生以下	50円
		一般	100円

トレーニング室	区分		個人 (2時間)
	市内	高校生以下	
		一般	200円
	市外	高校生以下	200円
一般		400円	

会議室	区分		1時間につき
			使用料
	市内		500円
	市外		1,000円
ロッカールーム (2部屋)	市内		500円
	市外		1,000円
各施設空調使用料			500円

(2) 附属設備使用料

種類	使用料	
場内放送装置一式	1回につき	1,000円
シャワー室	1人1回につき	50円

ライン塗装料	区分	1回につき
	入場料なし	20,000円
	入場料あり	40,000円

(3) 備品使用料

備品種類	区分	使用料(1回)
ゴールポスト(1対)	市内	500円
	市外	1,000円
ベンチシート(1対)	市内	500円
	市外	1,000円
その他サッカー備品 バレット、ポール コーナーフラッグ等	市内	100円
	市外	200円
陸上競技用備品 スターティングブロック ハードル、跳躍一式 投てき一式	市内	100円
	市外	200円
イベント用テント	市内	100円
	市外	200円

4 南城市知念屋外庭球場・南城市玉城庭球場

(1) 施設使用料

区分			1時間につき	
			使用料	照明使用料
占用利用の場合 (4面)	市内	高校生以下	600円	1,000円
		一般	1,000円	
	市外	高校生以下	1,000円	2,000円
		一般	2,000円	

※ 南城市知念屋外庭球場(2面)については上記の2分の1の料金とする。

区分			1時間につき	
			使用料	照明使用料

占用利用以外の 場合(1面)	市内	高校生以下	150円	250円
		一般	250円	
	市外	高校生以下	250円	500円
		一般	500円	

5 南城市知念屋外運動場・南城市志喜屋漁港多目的広場・南城市玉城野球場

(1) 施設使用料

区分		1時間につき	
		使用料	照明使用料
市内	高校生以下	250円	2,000円
	一般	500円	
市外	高校生以下	500円	4,000円
	一般	1,000円	

6 南城市佐敷勤労者体育センター

(1) 施設使用料

区分\時間	使用料		
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
全面	2,500円	2,500円	2,500円
半面	1,500円	1,500円	1,500円

(2) 附属設備使用料

種類	使用料
衛生費	大会又は興行の場合 1回につき1,000円

7 南城市知念児童屋内体育館

(1) 施設使用料 無料

8 南城市久原児童屋内体育館

(1) 施設使用料 無料

備考

- 1 上記各表において「市内」とは市内に居住する者又は団体という。団体は市内に居住する者が過半数であり又は本市に事務所を有することをさす。
- 2 利用するための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間を含むものとする。
- 3 利用許可を超えて利用した場合は、その超過した時間(1時間未満は1時間とみなす。)に応じ超過料金を徴収する。ただし、南城市陸上競技場(占用利用及びフィールド利用)は、時間枠の額を超過料金として徴収する。
- 4 入場料を徴収する場合は、1人に係る入場料(税込み)の最高額に100を乗じて得た金額を使用料金に加算する。
- 5 営業(行商、出店その他これに類するもの)の場合には、使用料の10割増しをした額を徴収する。
- 6 時間外の使用に係る使用料の額は、所定の時間内使用料1時間当たりの使用料に2分の1に相当する額を加算した額とする。なお、1時間未満の場合は1時間とみなす。
- 7 南城市陸上競技場の施設使用は、時間内使用料の項目に定められた時間枠貸しとする。